

第3回やまなしKAITEKI住宅検討部会 会議録

2024/11/26 16:00～17:30

出席者

一般社団法人山梨県建築士会	秋山 洋一
甲斐縁隊	芦澤 正仁
チームゼロ山梨	志村 仁
一般社団法人山梨県木造住宅協会	中村 伊伯
一般社団法人山梨県木造住宅協会	遠藤 千春
楽住/RAKUSU	卜部 良太郎
一般社団法人自然エネルギー普及協会	平賀 正
公益社団法人山梨県建設技術センター	小川 裕之
オ 株式会社LIXIL	柿田 明英
オ YKK AP株式会社	川崎 雅仁
オ YKK AP株式会社	伊早坂 健二
オ 県林業振興課	
県建築住宅課	

部会員からの意見・質問等		現時点の県の考え等
1	「賃貸住宅」の定義について、一戸建ての賃貸と集合住宅の賃貸がある。これらの整理はどのようなになっているか。	・ 指針案のP10、11に定義や適用関係を追加しており、ここで整理することとした。
2	KAITEKI住宅基準2について、地域区分3、4の地域ではハードルが高いのではないか。	・ 断熱等性能等級を一律に設定しているのは県内のいずれの場所においても同水準（冷暖房にかかる一次エネルギー消費量の削減率や室内の温熱環境の水準など）の住宅性能を目指すという趣旨であり、3、4地域においては断熱工事費に係る負担は大きくなるが、5、6地域と同じ水準求めることとした。
3	県産材使用量の算出根拠は、物件ごとの県産材使用量が確認できる「県産材・合法木材管理票」が必要になるのか。	・ 物件ごとの県産材使用量が確認できる「県産材・合法木材管理票」を提出していただくことを想定しているが、発行事業者によっては複数物件分をまとめて作成するなど、物件ごとの県産材使用量がわからない場合もある。したがって、そういった場合は「県産材・合法木材管理票」に加えて、少なくとも任意様式による木拾い表の提出を求め、木材明細書等で根拠を補強することを想定している。
4	県産材の使用割合を算出するためには、野地ベニヤなども含め全ての木材を拾う必要があり、相当の負担になる。	・ 簡易換算表などを検討する。【今後の検討課題】
5	共同住宅の5㎡/戸以上は、ワンルームなどでは特に難しいのではないか。	・ 意見を踏まえて再度検討したい。【今後の検討課題】